

令和 6 年 5 月 21 日現在

機関番号：32412

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02163

研究課題名（和文）第2次世界大戦後の日本社会における保育所保育の確立に関する研究

研究課題名（英文）Research on the establishment of day nursery system according to the Child Welfare Act in Japan

研究代表者

田澤 薫（Tazawa, Kaoru）

聖学院大学・人文学部・教授

研究者番号：70296200

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：児童福祉法成立時、保育所の設立・運営・保育内容に関わる規程がまだ無い中、厚生省児童局に新設された保育課長に就いたのは、キリスト教主義セツルメントである興望館で館長を務めた吉見静江であった。吉見は、12年間課長であり続け、児童厚生施設も所轄し、課長の発言中に「セツルメント・隣保的」の例示がみられる。吉見および前職である興望館での仕事は日本の保育所保育確立に関連すると考えられる。

戦前から興望館では、キリスト教保育により、子どもが自ら決めて実行し、自分の気持ちを表現することが価値とされる保育事業が遂行され、吉見らは、子どもの姿から課題を見出して保育改善や新規事業、学童クラブへの連絡につなげていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2023年に発足したこども家庭庁が「こどもまんなかの社会」実現を目標として掲げるほど、今日の社会における子ども・子育て支援新制度下の保育は、乳幼児の主体性を尊重する「子どもの育ち」を基盤となし得ていない。そうした現状にあって、本研究が戦前期の事例から子育て家族を包括的に支援するセツルメントの保育実践で個々の子どもの主体が守られていたことを明らかにし、第2次大戦後の保育所制度発足時の保育課長はその実践例を念頭に子ども主体の保育を牽引しようとしたことを指摘できたことは、保育の歴史における知見として有意である。今後の保育の方向性を探る中で、今日の保育に直結する社会的な意義も大きい。

研究成果の概要（英文）：In 1947, the Daycare Division was established within the Children's Bureau of the Ministry of Health and Welfare, at the same time as the Child Welfare Act was enacted. Shizue Yoshimi, Director of Kobokan Settlement, has been appointed as Director of the Daycare Division. Yoshimi used many examples of settlement in her administrative explanations regarding day nursery. She introduced many successful programs at Kobokan.

At Kobokan Settlement, from the pre-war period, daycare nurses respected children's self-determination, and children carried out their own decisions. Daycare nurses suggested that children express their feelings. Yoshimi and her staffs identified issues from the children's behavior and managed the childcare curriculum.

From these things, it is believed that Yoshimi advanced her work as Director of the Daycare Division based on her experience at Kobokan Settlement. The childcare provided at Kobokan Settlement is thought to have influenced the day nursery system in Japan.

研究分野：保育史 子ども理解 子ども家庭福祉

キーワード：保育所 児童福祉法 吉見静江 興望館 保育 セツルメント 子どもの主体性

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

今日の保育は、子ども・子育て支援新制度以来、保育所・幼稚園・認定こども園に地域型保育事業を加えた多様な形態を包含する。保育所保育は、2003年の全国保育士会倫理綱領において児童福祉の理念を具現したことが確認される。しかしながら、そこに「私たちは、子どもの育ちを支えます。／私たちは、保護者の子育てを支えます。／私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくりまします。」(全国保育士会倫理綱領 前文)と謳われる主体的な「子どもの育ち」を保障する保育所保育の姿勢は、「量」と「質」を問う子ども・子育て支援新制度においては必ずしも最優先価値とは据えられていない。

形態によらず、乳幼児の保育は「子どもの育ちを支える」ものでなくてよいのだろうか。そもそも、「子ども自身の主体的な育ち」への着眼と、その保障に取り組むために子どもの保護者の子育てを支援する方法論は、日本の社会でいつ・どのようにして生まれ広まったのだろうか。そのことを明らかにする必然に立ち、児童福祉法による保育所保育の形成史に取り組んだ。

2. 研究の目的

制度と保育内容の双方に対する史的検討から、児童福祉法による保育所保育の形成を解明することが本研究の目的である。

研究代表者によるこれまでの研究で、保育所保育の福祉的性質を特色づけるとみられた措置制度が児童福祉理念からは発出せず、厚生省は文部省による『保育要領 幼児教育の手びき』策定に協力する一方で保育所の独自性の模索にも取り組んでいたことを突き止めた。厚生省児童局保育課が「個々の幼児理解」とソーシャルケースワークの導入を以て保育所保育の確立に努めたのは1947年から1959年であるが、これは厚生省児童局初代保育課長である吉見静江の在任期間に合致する。戦前の米国ニューヨーク社会事業学校に学んだ吉見は、前職の興望館セツルメント館長として上記の『保育要領』策定に参画しはじめ、法施行後には保育所の具体化に臨む保育行政を12年にわたり担い続けた。今回の研究では、保育所保育が形作られる過程を、吉見に着目し、興望館の保育事業から遡って保育行政をたどることで検討する。

3. 研究の方法

児童福祉法成立直後の保育所保育に関わる厚生省児童局の行政においては、吉見静江保育課長の理念と実践方法論が反映された可能性があると考えられる。この仮説による場合、吉見による保育行政の根幹には、吉見がニューヨークで学んだソーシャルワーク理論と、興望館セツルメントで実践した当事者の主体性を重んずる方法論が融合して在ると想定される。そこに、占領期を含むこの時代に特有の事情が、保育所を実体あるものと形成していったと考えられる。本研究では、1947年から1959年に注目し、厚生省児童局と興望館セツルメントその周辺の資料から、日本社会における保育所保育の確立を明らかにすることを目的とする。

具体的には、第1に、吉見静江課長の言説や仕事から、吉見が為した保育行政の実際を整理する。あわせて、第2として、吉見の保育内容理解は厚生省入職前の興望館館長としての経験に依拠すると考えられることから、興望館での吉見の仕事を追い、興望館での保育事業の内容を整理する。得られた資料の分析をもとに、占領期の資料や占領期研究等の時代性を加味した史的考察を加えながら、法成立直後の吉見静江課長時代における保育所保育の実体と方向性を検討する。

上記の方法で研究を進めるために、以下の5つの作業領域に取り組んだ。

<作業領域1>

興望館セツルメント保育園の研究:興望館セツルメント資料室所蔵資料から、吉見館長時代に興望館が実施していた保育事業を明らかにする。(主な研究対象時期:1929年~1947年)

<作業領域2>

吉見静江の言説における保育理論研究:吉見静江の言説、興望館セツルメント以外での活躍から、施設資料から浮上する保育の周辺にある保育理論・理念等を探る。(主な研究対象時期:1929年~1947年)

<作業領域3>

吉見静江留学時の教育内容との関連の検討:興望館の館長に就任する前に、興望館から派遣されて吉見静江が1927年から2年間にわたり留学した米国ニューヨーク社会事業学校の当時の教育内容を調べ、興望館セツルメントへの直接的/間接的な影響を検討する。(主な研究対象時期:1927年~1929年)

<作業領域4>

1947年~1959年度の保育行政の検討:吉見静江の厚生省児童局保育課長(組織変更を経て母子福祉課長)としての業務内容を整理し、児童福祉法をどのように具体化しようとしたのか、また具体化したのかを検討する。(主な研究対象時期:1947年~1959年)

<作業領域5>

時代的背景の検討:吉見静江の保育課長時代は占領期であったことを踏まえ、GHQ資料をはじめとする、行政資料、関係者の言説等の付随的な資料から、吉見課長の保育行政の時代的背景を探る。(主な研究対象期:GHQ SCAP資料は1946年~1952年、それ以外の行政文

書は1946年～1959年)

上記の作業領域に添って研究を進めたうえで、総合的に考察した。

4. 研究成果

「第2次世界大戦後の日本社会における保育所保育の確立」に関し検討した成果は都度、学会等で発表し、論文等にまとめて公表した。改めて総括し、現時点で見えてきたのは以下の5点である。

1) キーパーソンとしての吉見静江

第2次世界大戦後に児童福祉法が成立し、保育所がはじめて法律に位置づいたとき、保育所の設立・運営・保育内容に関わる規程等ははまだ無かった。児童福祉法を所轄した厚生省児童局では、保育所を担当する保育課を新設し保育所の具体化に取り組んだ。保育課長に就任したのは、直前まで、東京のキリスト教主義のセツルメントで施設長を務めていた、アメリカ留学経験のある女性、吉見静江である。

吉見静江は1929年から1947年の戦前・戦中・戦後期を興望館で事業主任・館長を務め、1947年12月の児童福祉法成立と同時に厚生省に入職した。以来、1959年に退官して社会福祉法人 茅ヶ崎学園で虚弱児施設の実践に入るまでの12年、できたばかりの児童福祉法を具体化し、保育所保育制度を立ち上げることに取り組み続けた。厚生省児童局での吉見の働きは、第1に、12年間にわたり保育所担当課の課長であり続けたこと、第2に、吉見課長の担当課は保育所のほかに児童厚生施設(児童館と児童遊園)を所轄したこと(ほかに母子寮も担当である)、第3に、吉見課長の発言の中には「セツルメント」の例示がみられることが顕著な特徴として指摘できる。そのため、「第2次世界大戦後の日本社会における保育所保育の確立」を明らかにするためには、吉見静江の前職である興望館セツルメントとそこでの吉見の仕事を検証する必要があると考えられた。

本研究において多方面から吉見静江の働きを検討した結果として、下記する通り、児童福祉法における保育所保育の立ち上げにおいて吉見静江が第一のキーパーソンであるといえる。

2) 吉見静江の特性

なぜ、吉見静江が保育課長に選ばれたのか。厚生省児童局にとって、保育所制度の具体化を担う課の課長として吉見が評価された観点を明らかにすることは、その後の分析に有効である。

吉見静江課長の任官に関わる公文書(「任 B04491100」国立公文書館蔵)が示すところによれば、「保育に関する厚生事務官」として吉見が任官される根拠としては、興望館の社会事業(児童保護)、アメリカ留学、ソーシャルワーク理論が三大要素として挙げられている。「保育に関する厚生事務官」として当初から専ら「保育」に関する行政に携わることが想定された人事であったにも拘わらず、「保育事業」より広い「児童保護」が吉見の本分と考えられている。自ずと、学童クラブ等 児童厚生施設のような要素を含む興望館のセツルメントとしての特性が、吉見の評価につながっている。興望館が、保育の単独施設ではなく保育事業を備えたセツルメントであり、親の子育てを肩代わりする「託児」といった狭義の子育て支援のみではなく、子どもも大人も子育て家族のメンバーを包括的に支援する施設であった点が、吉見への期待につながった可能性がある。

興望館史の検討から明らかになったところによれば、吉見は保育そのものには従事していなかった。興望館には常に有資格者の保姆が複数勤務しており、吉見は自らが保育の専門でないことを自覚していたように見える。一方で、保育プログラムの組み方等、今日でいうところのカリキュラムマネジメントに類する議論には活発に関与したとみられた。また、乳幼児の保育、日曜学校を含む学齢児クラブにかかわらず、一人一人の子どもが意思が尊重され、一人一人の興味に添う楽しいもの・美しいものに触れて作り出し所有する経験が保障されることを重んじていた。保育の目的と重要と考えられたのは、忙しい親から子どもを預かること、子どもが何かを出来るようになること、よりも、(親などの大人の指示から離れ)子ども自身で考えて実行する主体形成を支えることと考えられていた。これらは、吉見がアメリカの留学中に感得したことだと考えられる。

3) 吉見における戦後の保育行政の基盤

厚生省に入職後の吉見は、興望館での経験を説明時に引き合いに出すことがままあった。また、興望館でなされていたことが理念的にも実践の具体においても踏襲されることがよくあった。吉見の課長としての業務には、興望館での経験が生きており、興望館での経験に基づいて戦後の児童福祉行政への取り組みがあったといえる。

吉見が厚生省の課長として残した言説は、興望館時代のそれと比較すると格段に多い。厚生省児童局が編んだ『児童福祉』(東洋書館1948)で、吉見が担当した「保育所」の章で「第一の責任は子の保育、第二はその家庭環境の充実向上、第三には社会環境の開拓改善にある」と保育所の役割を整理し、「保育所の隣保的機能の発揮」と述べた。ここでは、「隣保的機能」すなわちセツルメントのような機能と、戦後の法制度には位置づいていないセツルメントを引き合いに出して解説している。セツルメントになぞらえることが、もっとも伝わりやすいと考えたのだろう。また、「アメリカの社会事業」(財団法人コロムビア大学同窓会編『社会』アメリカ研究叢書、産業図書1947)、『保育の理論と実際』(厚生省児童局1954)、吉見の単著である『保育所の生活指導』(赤城書房1954)等では、吉見が興望館に着任する前に興望館理事会から派遣されて留学した先のアメリカで学んだソーシャルワークの理論が披歴されている。

吉見が課長職を担う基盤には、興望館セツルメントのために身につけた理論があり、吉見のなかで、アメリカ留学、興望館でのセツルメント活動、厚生省での業務には連続性があったと考えられる。

4) 興望館セツルメントの保育事業

興望館セツルメントは、1919年に日本基督教婦人矯風会外人部関東部会が設立したセツルメントである。東京近隣に暮らす外国人女性宣教師または外国人宣教師の妻たちのボランティアによる活動であった。吉見は、その運営メンバーに見込まれて、興望館に入職する約束のもとでアメリカで2年間ソーシャルワークを学んだ後に、1929年に興望館に入職した。厚生省に異動するまで戦前・戦中・戦後の混乱期に興望館の事業主任（のちに館長）であり続けた。

興望館の保育は、吉見の着任前から、宣教師らによってフレーベルのキリスト教保育理論を以て始められ、フレーベル教育で知られる玉成保姆養成所を卒業した保姆たちを中心に実践された。吉見の着任前より、一人一人の幼児を理解した上での保育がなされていたこと、一人ずつの作品を所有することが大切にされていたことが確認された。さらに、吉見が着任後、子ども自身が活動を選んで取り組むことが大切にされるような変化が生じ、幼児集団の状況に合わせて保育プログラムを変更する等の一種のカリキュラムマネジメントが実施されるような変化が生じ、「その人らしさ」が価値とされる評価の観点の変化が生じたことが確認された。

また、興望館では、セツルメントの特性を生かして、保育を保育事業のみで完結させていなかったことが明らかになった。保育終了後の子どもは学童クラブに継続し、保育利用時の父母の会は父の会と母の会として活動を継続させており、きょうだいの保育利用とも合わさって、多年度にわたり子育て家族の各々のメンバーが継続的に興望館を利用し続ける実態が確認された。各々は“〇〇さんのお父さん／お母さん”といった家庭内の役割ではなく個々人として興望館の別の事業を利用し、各々に人格が尊重される体験を重ねていた。子育て負担を軽減する目的での子育て支援事業より、はるかに広範囲な子育て家族の支援が行われていた。興望館で子育て家族支援の経験は、吉見の課の所轄に児童厚生施設が入っていたことと関連があると考えられる。この領域の検討は次の課題としたい。

5) 吉見における戦後の保育行政の限界

吉見が課長として取り組んだ保育所保育の具体化は、必ずしも良好な進展をみなかった面があった。

税制改革と保育所運営費との関連で保育所運営上の不具合が生じ、幼児教育と保育所保育の二元化への方向性も生じた。戦前・戦中の都市では隣保館（セツルメント）において保育事業と学童クラブや子育て家族に対する支援事業が融合する例もあったが、戦後はいち早く保育事業が再開した一方で“隣保的な”事業との連携は進まなかった。児童福祉法に位置づいた保育所と児童厚生施設についても、連携の整理がなされないまま児童厚生施設の発展は限定的にとどまった。いずれも吉見個人の努力で解決することは困難な状況であったと考えられる。

一方で、こうした不具合の要因は、いずれも、吉見が考えていた（あるいは、吉見が課長職に就くことで期待されていた）保育所保育の隣保的な要素を阻害する方向に機能した懸念がある。保育所保育が、“保護者の子育て負担”とその対処という発想を超えて、乳幼児と子育て家族の各々が主体的で居るための支援事業と位置づく可能性はあったのか。今後の検討が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 田澤薫	4. 巻 18
2. 論文標題 戦前期東京のキリスト教主義セツルメントにおける学生ボランティアのはたらき 興望館セツルメントの少年・少女部を手掛かりとして	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 東京社会福祉史研究	6. 最初と最後の頁 52-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田澤 薫	4. 巻 16
2. 論文標題 興望館セツルメントの最初の十年における保育事業の模索－東京のキリスト教主義セツルメント保育事業に関する史的検討－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東京社会福祉史研究	6. 最初と最後の頁 5-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田澤 薫	4. 巻 35（1）
2. 論文標題 戦時託児所の保育に関する史的検討 興望館セツルメントの事例から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 田澤 薫	4. 巻 62
2. 論文標題 資料紹介：20世紀前半期におけるセツルメントの利用家族に関する史的考察 興望館セツルメントの児童票による検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会事業史研究	6. 最初と最後の頁 127-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田澤薫	4. 巻 34
2. 論文標題 吉見静江が1920年代の米国でみたセツルメントの理論と実践に関する史的考察：「ために,ではなく,ともに」の源流	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1477/00003903	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また,その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田澤薫	4. 巻 34
2. 論文標題 興望館セツルメント保育園における子ども理解 1929年度『保育日誌』からの 検討	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1477/00003924	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また,その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田澤 薫	4. 巻 33
2. 論文標題 戦時託児所後の保育利用児童に関する一考察ー興望館セツルメント保育園が再開した日に着目した史的検討ー	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 65 77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15052/00003803	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また,その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田澤薫	4. 巻 32
2. 論文標題 保育所制度の具体化と困難に関する史的考察：吉見静江保育課長の実践理念に照らして	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 27 - 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15052/00003642	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また,その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 田澤薫	4. 巻 31
2. 論文標題 興望館セツルメントにおける吉見静江ー保育事業を手がかりとしたー考察ー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 聖学院大学論叢	6. 最初と最後の頁 31 42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15052/00003516	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 興望館セツルメントの戦時託児所の実践～運営・保育内容・子どもとの関わりからの検討～
3. 学会等名 東京社会福祉史研究会第176回例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 保育所保育をめぐる"セツルメント的"構造の再検討ー興望館セツルメントの保育事業からの史的考察ー
3. 学会等名 児童福祉法研究会11月例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 興望館セツルメントにおける保育事業ー吉見静江の関わりに着目してー
3. 学会等名 東京社会福祉史研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 戦前戦中期における興望館セツルメント保育園に集う人々に関する一考察
3. 学会等名 東京社会福祉史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 「第二次世界大戦後の幼児保育の再開に関する一考察 興望館セツルメント保育園の利用児を手掛かりとして」
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 厚生省児童局保育課における保育所制度の具体化の試みに関する史的考察－吉見静江課長の実践理念を手掛かりとして－
3. 学会等名 日本保育学会第72回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 児童福祉における子どもの意思尊重の系譜に関する一考察 児童虐待「防止」の本質をさぐる史的こころみ
3. 学会等名 児童福祉法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 吉見静江と保育所保育の理念－興望館セツルメント保育園でのこころみ－
3. 学会等名 日本保育学会71回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 田澤薫
2. 発表標題 厚生省児童局保育課における保育所制度の具体化の試みに関する史的考察
3. 学会等名 日本保育学会72回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鈴木博人・横田光平編著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 尚学社	5. 総ページ数 396
3. 書名 子ども虐待の克服をめざして 吉田恒雄先生古稀記念論文集（共著）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------